

泉佐野市の内密出産等の取組みに関する調整会議設置要綱

（目的）

第1条 泉佐野市の「内密出産及び赤ちゃんいのちのバトン」事業（以下、「内密出産等の取組み」という）に関し、子どもの保護、養育に係る課題を踏まえた対応について調整を行うことを目的として、調整会議を設置することとする。

（構成員）

第2条 調整会議は、会長に大阪府知事を、副会長に泉佐野市長をもって組織する。

2 会長は、会議の内容によって、大阪府及び泉佐野市の関係部局職員、その他必要と認める者に会議への出席を求めることができる。

（所掌事務）

第3条 調整会議は、上記に掲げる目的を達成するため、次の事項の調整を行う。

- （1）内密出産等の取組みに関すること
- （2）その他、目的を達成するために必要なこと

（事務局）

第4条 調整会議の事務局は、大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課に置く。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長と副会長が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月27日から施行する。